

生活福祉資金貸付決定通知書

- ・A4サイズ
- ・社会福祉協議会より交付

写し

新型コロナウイルス感染症特例による“緊急小口資金”貸付決定をうけた場合の決定通知書

大社福資発第 号
令和2年 月 日

申請者または申請者と生計を一にする者

社会福祉法
人
会
長
大阪府社会福祉協議会

(公印略)

生活福祉資金貸付決定通知書（緊急小口資金）

あなたがお申し込みになりました生活福祉資金は、審査の結果、下記の通り貸付決定し、お振込いたしますのでお知らせいたします。

第一回償還期日（入金期限日）は 令和02年11月30日 です。

口座振替（自動引落し）での償還の方
振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、
なお、振替ができなかった場合は、当該
お問い合わせください。

払込取扱票での償還の方は、期日まで

「貸付決定日」は新型コロナウイルス感染症特例
貸付制度受付開始日（令和2年3月25日）以降
の日付

整理番号	会計	地区	年度	資金	貸付コード
貸付決定日				2020年03月31日	(令和02年03月31日)
振込年月日				2020年04月01日	(令和02年04月01日)
				金融機関の処理の都合上、口座への入金日が遅れる場合があります。	
振込口座 【債務関係者】	金融機関名 預金種類	口座番号			
貸付資金種類	緊急小口資金				
貸付決定額	200,000円	貸付方法			
貸付利子	0円	一括交付			
貸付方法		金額			
据置期間	20年06ヶ月 (自)2020年05月01日 (至)2020年10月31日	金額			
償還期間	22年00ヶ月 (自)2020年11月01日 (至)2022年10月31日	金額			
償還回数	24回	償還方法	月賦	(合計)	8,410円
借受人					
振替口座 【借受人】	金融機関名 預金種類	口座振替日			
民生委員	社協扱い				

新型コロナウイルス感染症特例では、
「貸付資金種類」が緊急小口資金
「貸付決定額」が20万円以内となっています
(特例以外の緊急小口資金貸付では「貸付決定額」
10万円以内)

貸付中の厳守事項等について

- この貸付金は、申込まれたときの計画によって使用すること。
- 期日までに定められた償還金（元金及び利子）を納めること。
- 借受人に次の事項が生じたときは直ちに届け出ること。
 - 住所を変更したとき
 - 改名・改姓したとき
 - 事業をやめたとき
 - 天災、火災、その他重大な災害を受けたとき
 - 死亡、または行方不明になったとき
- 次の1つにあてはまるときは、貸付金の全部又は一部を返して頂くことがあります。
 - 貸付金の用途を変更したり、他に流用したとき
 - 虚偽の申請を行い、不当な手段による貸付を受けたとき
 - 故意に理由なく貸付金の償還を怠ったとき
 - 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - その他本貸付の主旨に反する事実が認められたとき
- 償還期限までに貸付金を償還しなかったときは、延滞元金につき年3.00%の延滞利子を徴収します。

事業相談等取扱い社協

償還金収納取扱い社協

A015001 貸付決定通知書（緊急小口資金）（借受人宛）

社会福祉協議会

大阪府社会福祉協議会

直 06-

直 06-

申請理由⑦生活福祉資金の貸付決定を受けた【新型コロナウイルス感染症特例2/2】

生活福祉資金貸付決定通知書

写し

- ・A4サイズ
- ・社会福祉協議会より交付

新型コロナウイルス感染症特例による“総合支援資金（生活支援費）”
貸付決定をうけた場合の決定通知書

社福資発第
令和 年 月 号



様

申請者または申請者と生計を一にする者

社会福祉
法 人 大阪府社会福祉協議会

(公印略)

生活福祉資金貸付決定通知書

過日、申込みがありました生活福祉資金（総合支援資金）につきましては、審査の結果、下記のとおり貸付決定しましたのでお知らせいたします。
つきましては、同封の借用書に署名捺印のうえ、申請された社会福祉協議会 生活福祉資金担当窓口へご提出下さい。（あらかじめご提出いただいている場合には同封いたしております。）

記

「貸付期間」は新型コロナウイルス感染症特例
貸付制度受付開始日（令和2年3月25日）以降
の日付

貸付金の種類	総合支援資金 生活支援費
貸付決定額	600,000円
貸付月額	200,000円
貸付期間	令和2年04月～令和2年06月
据置期間	最終貸付日から1ヶ月
償還期間	10年00ヶ月
償還方法	据置期間終了後、月賦償還（元金利子均等償還）
備考	

新型コロナウイルス感染症特例では、
「据置期間」1年（12ヶ月）以内
「償還期間」10年（120ヶ月）以内
(特例以外の総合支援資金貸付では
「据置期間」6ヶ月以内、「償還期間」20年（240ヶ月）以内)

（留意事項）

- ・借用書提出の際は、借受人・連帯保証人の印鑑登録証明書（契約証書発行日から3ヶ月以内のもの）を添付下さい。
- ・借用書の署名は、印鑑証明書記載通りの漢字表記でご記入ください。提出期限は、発行日から1ヶ月以内です。
- ・借用書の連帯保証人、法定代理人欄はこれを付さない場合、記入の必要ありません。
- ・この決定通知書を第三者に手渡すこと、コピーすることは慎んでください。
- ・住所、連絡先等を変更された際は、本会へ速やかに届出をして下さい。